

SIM利用規約

GMOフィナンシャルゲート株式会社（以下「GMO-FG」という）専用の信用照会を含む決済プラットフォーム端末で、通信用ICカード(以下「SIM」という)を利用する端末を接続するカード会社の加盟店(以下「甲」という)は、SIMの貸与、利用及び返却に関して、本規約に従うことを承認し、これを遵守します。なお、本規約は甲が利用し、または利用を予定するすべてのSIMに適用されます。

第1条（貸与）

1. 甲は、GMO-FGから貸与されるSIMを有償にて利用するものとします。
2. SIMは、理由・名目の如何を問わず、当該SIMの利用が終了した時点で、直ちに、GMO-FG又はGMO-FGの指示に基づく第三者に返還するものとします。
3. SIMは端末を使用する目的で貸与するものであり、甲は、他の用途でのSIMの利用及び通信を行わないものとします。
4. SIMは、日本国内でのみ利用できるものとします。
5. 甲が本規約に違反した場合、甲は、当該違反によりGMO-FGに生じた一切の損害及び費用を賠償するものとします。

第2条（諸費用の負担及び支払）

1. 甲は、端末の利用に伴うSIM通信費用及びSIM損壊・紛失・再発行に係る費用等(以下「諸費用等」という)を、別途GMO-FGの定めるとおり、支払うものとします。なお、諸費用等は、利用期間を問わず、日割計算はしないものとします。
2. 甲が本規約に違反した場合、GMO-FGは、stera mobile端末使用規約および本規約各条項に定めるものに加えて、SIMの利用停止、端末の回収、諸費用の回収・相殺、解除・解約等の措置をとるものとし、甲はこれに従うことをあらかじめ承諾するものとします。
3. 本条に定める諸費用等は、通信障害等が生じた場合であっても、甲はその支払いを免れないものとします。

第3条（障害時の手続）

1. stera mobile端末使用規約第17条第1項に、次の各号を追加するものとします。
 - (1) SIMの通信圏外又は通信状態が不良で端末が使用できない場合
 - (2) 端末が利用するSIMの通信サービスに障害が発生した場合

第4条（利用の中断）

1. GMO-FGは、次の各号のいずれかに該当する場合、緊急時を除き、原則として5営業日前までに書面（GMO-FGのWebサイト、FAX、電子メールを含みます。）にて甲に通知することにより、SIMの利用を一時的に中断できるものとします。
 - (1) ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェアの保全、拡張、移行のために必要となるシステムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) システムと接続している外部提携先システムのメンテナンスが実施される場合。
 - (3) 運用上あるいは技術上、想定外の事由が生じ、システムの中断が必要と当社が判断した場合。
 - (4) 甲が諸費用等を2ヶ月以上滞納して支払わないとき。
 - (5) その他GMO-FGが必要と認める場合。
2. GMO-FGは、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に事前に通知することなくシステムを一時的に中断でき

るものとしします。

- (1) ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェアの障害により、緊急にシステムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) センターの障害、システムの障害、一般通信回線・ネットワークの障害その他の想定外の障害により、SIMの利用ができなくなった場合。
 - (3) 天災、地変、疫病の蔓延、動乱、暴動、労働争議、その他の不可抗力により、SIMの提供ができなくなった場合。
 - (4) 運用上あるいは技術上、想定外の事由が生じ、緊急にSIMの中断が必要と判断した場合。
 - (5) その他GMO-FGが必要と認める場合。
3. 甲は、前各項にかかわらず、システムの通信、又はシステムの保守管理に必要な時間その他のやむを得ない場合には、SIMの利用ができないことについて、あらかじめ承諾するものとしします。

第5条（免責事項）

1. 前条第1項及び第2項各号に定める事由が生じた場合におけるシステムの停止もしくは中断、又は通信障害による甲からのデータの受信エラーその他の決済システムの不具合等により、甲その他の第三者に損害が生じた場合であっても、GMO-FGは一切の責任を負わないものとしします。
2. GMO-FGは、甲が誤って決済取引に関する処理したことによって生じた事態につき、いかなる責任も負わないものとしします。
3. 前各項に定めるほか、甲の責めに帰すべき事由により甲その他第三者に損害が生じた場合は、甲がその責任において処理するものとし、GMO-FGは一切の責任を負わないものとしします。
4. GMO-FGは、甲の操作ミスにより生じたデータの修正は行わないものとしします。
5. GMO-FGは、SIMの内容の変更や当該SIMの利用終了については責任を負わないものとしします。
6. 万が一、GMO-FGに帰責性が認められる場合であっても、SIMに関してGMO-FGが賠償する損害は、通常生ずべき損害に限り、かつ、損害の原因が生じた月にかかる諸費用等の年額を上限とします。
7. GMO-FGの責によらない取引データの消失及び第三者による不正アクセスによる損害については、GMO-FGは一切の責任を負わないものとしします。

第6条（解約）

1. 甲は、SIMの全部又は一部の利用を解約する場合は、解約日の45日前までに、GMO-FG所定の方法によりGMO-FGに通知するものとしします。
2. SIMの利用の前提となる甲の契約等が終了した場合、GMO-FGは、当該SIMを解約することができるものとしします。

以上